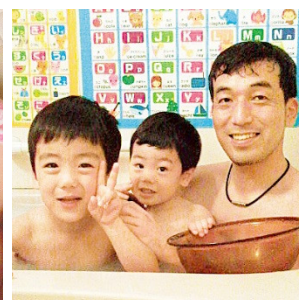


概要版

和歌山市子ども・子育て支援事業計画



みんなで子育て

子どもが健やかに
きらきらと育つまち 和歌山市

平成27年3月 和歌山市

計画の概要

計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 22 年 3 月に「和歌山市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、「みんなで子育て 子どもきらきら 和歌山 ―子どもの輝きがすべての市民を結ぶ―」を基本理念として、子育てに関する様々な施策を総合的に進めてきました。

しかし、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化してきているとともに、子ども・若者に関する課題もこれまで以上に顕在化している中、和歌山市に生まれてから成長していく過程を一体的にとらえ、支援していくことがより一層必要となっています。

こうした点を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりを目的に、平成 27 年度～平成 31 年度までを計画期間とする「和歌山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の基本理念

みんなで子育て 子どもが健やかにきらきらと育つまち 和歌山市

子育ての不安感や負担感の軽減・解消に向けて、行政をはじめ、家庭・地域・学校・企業などが連携・協働しながら、今後もまちぐるみで教育・子育てを進めていく必要があります。

本計画では、教育環境の整備や子育て支援の充実を通じて、定住を促進していくという視点に立ち、今後も子どもが育ちやすい環境をつくり、住みやすいまち・住んでよかったまちを目指していきます。



計画の基本的な方向と施策の展開

基本目標と基本施策

1

子どもの健やかな成長を支える母子保健事業の充実

子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から乳幼児期、思春期などのライフステージに応じた健康づくりや食育などを通じて、切れ目のない支援に努めるとともに、周産期・小児医療体制等の充実に努めます。

- (1) 母子の健やかな心と身体の育成支援の充実
- (2) 食育の推進
- (3) 周産期・小児医療体制等の充実
- (4) 思春期からの健康づくり
- (5) 次代の親育成の推進

2

子育て・子育て支援の充実

子どもの人権擁護や子育てに関する意識啓発、さらには子育ての不安感・負担感の軽減・解消に向けて、子どもの育ちを地域全体で支えます。また、教育・保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業の充実に図ります。

- (1) 子どもの人権擁護
- (2) 子育てに関する意識啓発や情報提供の充実
- (3) 子育ての不安感や負担感をやわらげる支援
- (4) 子育て中の保護者の仲間づくりの推進
- (5) 地域における子育て支援
- (6) 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の充実
- (7) 経済的な支援

3

子育てと仕事の両立支援の充実

子育てと仕事の両立に向けて、男性の育児に対する意識を高め、父親の子育てへの参加を促進し、家庭での子育て力を高めるとともに、企業・事業者を巻き込んだ子育て支援に努めます。

- (1) 男女平等の意識啓発の推進
- (2) 父親の子育て参加の促進
- (3) 企業・事業者との連携による子育て支援の推進

4

様々な家庭への支援の充実

ひとり親家庭をはじめ、障害のある子どもやその家庭への生活面や子どもの成長に対する支援に努めます。

また、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に向けた総合的な対策を講じます。

(1) ひとり親家庭への支援

(2) 障害児施策の充実

(3) 子どもの虐待防止と早期発見のための
ネットワークづくり

5

子どもの生きる力を養う教育環境の充実

子どもの生きる力を養うため、家庭・地域における教育力の向上をはじめ、幼稚園や学校における教育環境を充実させるとともに、特別支援教育の充実を図ります。

また、家庭・関係機関・学校などと連携しながら、いじめや不登校への対応を図ります。

(1) 家庭や地域の教育力・社会力の向上

(2) 教育環境の充実

(3) 特別支援教育の充実

(4) いじめや不登校などへの対応力の向上

6

若者育成支援の充実

若者の自立と貧困対策に向けて、ひきこもり対策支援を充実させるとともに、若い世代の就労支援を推進します。

また、出産・育児を終えた女性の再就職や再雇用の促進を関係機関や事業者などに働きかけます。

(1) ひきこもり対策支援や相談体制の充実

(2) 子ども・若者の健全育成体制の充実

(3) 若者の就労支援対策の充実

(4) 出産、子育て後の再就職の促進



7

教育・保育事業等の充実

子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備・充実させ、子育て中の保護者の教育・保育等のニーズへの対応を図ります。

(1) 教育・保育提供区域の設定

(2) 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容

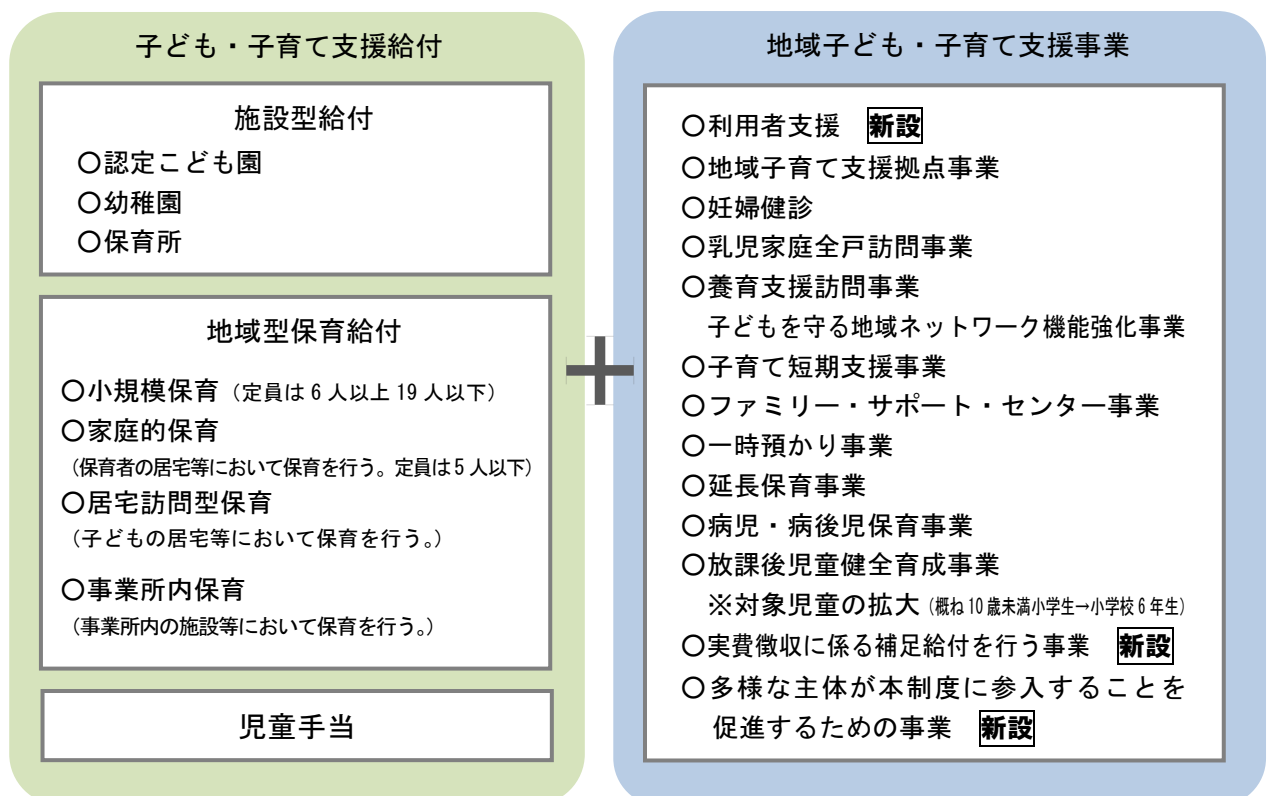
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度とは、子どもが健やかに成長できる社会を目指し、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図るものです。幼児教育・保育施設等へ市から給付を行い、幼児期の質の高い教育・保育を「個人への給付」として保障します。

子育て支援の「給付」と事業の全体像



計画事業の量の見込みと提供体制

認定の区分

新制度では、3つの区分認定に応じて幼稚園や保育所などの施設等の利用先を決定。
利用希望の場合に認定を受けます。

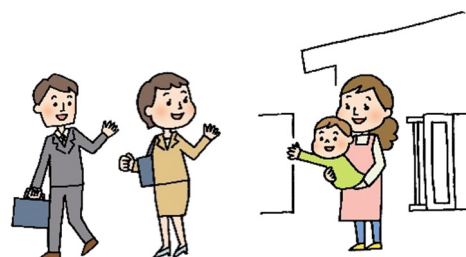
認定区分、利用施設

1号認定	満3歳以上、教育を希望	→ 幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上、保育の必要性認定、保育を希望	→ 保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満、保育の必要性認定、保育を希望	→ 保育所、認定こども園 地域型保育事業

教育・保育事業の量の見込み

単位：人

認定区分	見込み量				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
1号認定 (3歳～5歳、教育希望)	4,238	4,231	4,132	4,058	3,944
2号認定 (3歳～5歳、保育必要・保育希望)	4,413	4,406	4,334	4,226	4,107
3号認定 (0歳、保育必要、保育希望)	622	635	649	649	649
3号認定 (1～2歳、保育必要、保育希望)	2,138	2,173	2,209	2,209	2,209



確保の方針

1号認定については、現在の定員数により、今後5年間の見込み量をまかなうことができるとし、現在の確保量を維持します。

2号認定については、今後の子ども数の減少とニーズ量の推移を踏まえて、見込み量の確保に努めます。

3号認定については、子ども数は減少するものの、利用者の増加が見込まれます。公立幼保連携型認定こども園の整備による3号定員の確保や、既存の施設への働きかけにより、見込み量の確保に努めます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	単位	見込み量				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
1.時間外保育事業（0歳～5歳）	人	2,748	2,707	2,652	2,582	2,507
2.放課後児童健全育成事業	低学年	2,279	2,284	2,253	2,217	2,213
	高学年	380	368	369	377	374
3.子育て短期支援事業（0歳～中学生）	人日	508	501	490	477	464
4.地域子育て支援拠点事業（0歳～5歳）	人回	11,906	11,564	11,275	10,960	10,628
5.一時預かり事業	幼稚園での預かり保育 （3～5歳） 1号	10,903	10,886	10,707	10,441	10,147
	幼稚園での預かり保育 （3～5歳） 2号	50,177	50,098	49,275	48,054	46,698
	幼稚園以外での一時預かり （0歳～5歳）	12,596	14,035	15,638	15,638	15,638
6.病児・病後児保育事業	人日	726	716	701	682	663
7.ファミリー・サポート・センター 事業（就学児）	1～3年生	1,261	1,251	1,235	1,215	1,213
	4～6年生	627	608	608	621	617
8.利用者支援事業	箇所	2	2	2	2	2
9.乳児家庭全戸訪問事業	人	2,480	2,420	2,350	2,280	2,200
10.養育支援訪問事業	人	650	675	700	700	700
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の機能強化に努めます。					
11.妊婦健康診査事業	人回	2,890	2,820	2,740	2,660	2,570
12.実費徴収に係る補足給付を行う事業	国の動向を踏まえながら、事業内容を検討するとともに、適切な事業の実施に努めます。					
13.多様な主体の参入促進事業	国の動向を踏まえながら、事業内容を検討するとともに、適切な事業の実施に努めます。					

各事業においては、ニーズに応じてさらに体制を充実させ、平成 31 年度までにニーズに対応した提供量を確保します。

幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進

- 公立幼稚園・保育所の認定こども園化をはじめ、認定こども園の普及を進めます。
- すべての就学前児童に対して、良質な教育・保育を提供するとともに、地域の子育て支援の機能強化に努めます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園の横の連携をはじめ、小学校・中学校の縦の連携を強化することで、「小 1 プロブレム」や「中 1 ギャップ」などの問題への対応を図ります。

計画の推進に向けて

市民や地域、関係団体等との協働

ホームページや広報などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、市民や関係団体等で構成される「和歌山市子ども・子育て会議」を通じて、計画の進捗状況や施策・事業の評価をはじめ、課題整理などを行います。

庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、子育て支援課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

計画の進行管理

本計画については、PDCA サイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえて進行管理に努めます。



和歌山市 子ども・子育て支援事業計画
【概要版】

発行年月：平成 27 年 3 月

編集・発行：和歌山市福祉局 こども未来部 子育て支援課

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

TEL：073-435-1329 FAX：073-435-1341